

岐阜県立岐阜工業高等学校〔全日制〕学校いじめ防止基本方針

ここに定める学校いじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策などを示すものである。

1 いじめの問題等に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第 2 条）

(2) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団により無視される
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 本校の方針

- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことであるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを、裁判例等を示しながら、人権を守ることに重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を行う。
- ・ いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人の人格、命、相手を思いやることを大切にす教職員の意識や態度を高める。
- ・ いじめ問題の対応に関しては、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止のために全職員が生徒に対して気を配り、早期発見・早期対応に努める。
- ・ クラス内だけでなく、縦の人間関係のある部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが切磋琢磨できる円滑な関係を目指す。
- ・ いじめの早期発見を徹底するため、『早期発見・事案対処マニュアル』を別に定め、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を積極的に評価改善するため、学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。また、評価結果をふまえ、学校における防止等のための取組

の改善をはかる。

- ・学校いじめ防止基本方針を、ホームページで掲載するとともに、入学時及び各年度の開始時に、生徒、保護者及び関係機関等に説明する。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等対策会議

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態への対応を行う学校いじめ対策組織として「いじめ防止等対策会議」を組織する。
- ・学校いじめ対策組織の構成員は、学校職員のほか、保護者代表、地域住民代表及び外部専門家の参画によりいじめへの適切な対応をはかるため、臨床心理士（スクールカウンセラー）等を加える。
- ・会議は年2回（5月と2月）開催し、学校のいじめ防止等に対する取組について協議するとともに、対応状況等の評価を受けて、その見直しを図る。

〔構成員〕

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、各学科主任、各学年主任、教育相談係
第三者：保護者代表、地域住民代表、臨床心理士（スクールカウンセラー）

(2) 学校及び各分掌の取組

〔学校全体〕

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係わる教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

〔生徒指導部〕（教育相談）

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ迷惑調査」（記名式）及び「人権意識調査」（無記名）等を実施し、いじめの状況を把握する。
- ・「いじめ迷惑調査」は、県のいじめ調査に合わせて年3回（5月、10月、2月）実施する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を年に複数回開催する。
- ・学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動などの体験機会を通じて、自己有用感や自己肯定感を育む。

〔教務部〕

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導においてわかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザインを推進する。

〔進路指導部〕

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により、社会における規律を習得させる。

〔特別活動部〕

- ・ホームルーム活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事において、全校、学年、学科、クラス内の協力、協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。

〔保健厚生部〕

- ・保健室を利用する生徒の観察と、生徒情報の共通理解を図る。

〔図書部〕

- ・読書により豊かな人間性を養い、人権意識の啓発を図る。

〔渉外部〕

- ・育友会（PTA）総会や保護者懇談会等で、いじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・育友会関係行事において、いじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について、学校と地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 「学校いじめ防止プログラム」

4月	職員研修会（生徒指導） 入学式、始業式、新入生オリエンテーション、学年集会、学科集会	・いじめ防止の年間の取組についての確認 ・生徒及び保護者へのいじめ基本方針の説明
5月	教育相談週間（二者面談） いじめ・迷惑調査① いじめ対策委員会① 1年シグマ検査、2年アイチェック検査 第1回いじめ防止等対策会議	・生徒の生活状況や問題意識等の把握 ・調査を通じた実態の把握と対応 ・いじめ防止の年間の取組についての検討
6月	職員研修会（生徒指導）	・生徒理解についての職員間の情報共有
7月	保護者懇談（三者懇談） 第1回県いじめ調査（4～7月）	・家庭生活の状況把握 ・いじめ調査結果の報告
9月	教育相談週間（二者面談） 職員研修会（生徒指導）	・生徒の生活状況や問題意識等の把握 ・生徒理解についての職員間の情報共有
10月	いじめ・迷惑調査② いじめ対策委員会② 運動会	・調査を通じた実態の把握と対応 ・学校行事を通じた人間関係づくり
11月	統一LHR「ひびきあいの日」 人権意識調査 職員人権研修会（全・定合同開催） 文化祭	・人権についての理解、人権意識の高揚 ・人権教育についての職員研修 ・学校行事を通じた人間関係づくり
12月	保護者懇談（三者懇談） 第2回県いじめ調査（4～12月）	・家庭生活の状況把握 ・いじめ調査結果の報告

1月	いじめ・迷惑調査③ 職員研修会（生徒指導） 耐寒競歩大会	・調査を通じた実態の把握と対応 ・生徒理解についての職員間の情報共有 ・学校行事を通じた人間関係づくり
2月	いじめ対策委員会③ 第2回いじめ防止等対策会議 3年クレペリン検査	・いじめ防止の年間の取組の検証と見直し ・調査を通じた生徒の実態の把握と対応
3月	第3回県いじめ調査（4～3月） クレペリン検査の結果分析	・いじめ調査結果の報告 ・検査結果を踏まえた専門家と担任との面談

3 いじめ問題等発生時の対処

（1）いじめ問題等発生時・発見時の初期対応

〔組織〕

- ・教職員は、いじめを発見し相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・いじめと思われる事態が発生した場合は、校内における「いじめ対策委員会」によって迅速な対応や情報把握に努める。
- ・「いじめ対策委員会」の構成員
校長、教頭、生徒指導主事、当該学科主任、当該学年主任、当該正副担任、当該部顧問、教育相談係、養護教諭

〔対応〕

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）
- * 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことである。

〔いじめ「解消」の定義〕

- ・いじめに係る行為が止んでいること
* 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の期間継続していること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
* 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められ、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等において確認する。なお、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認する。

〔資料の保管〕

アンケート質問票原本等の一次資料、アンケートや聞き取りの結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、当該児童生徒が卒業後5年間とする。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

「生命・心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける生徒の状況に着目して「重大事態」として判断し、対応する。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

〔組織〕

・「いじめ対策委員会」に、さらに必要な第三者を加えることができる。

＊ 第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

〔対応〕

・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔学校主体による調査における注意事項〕

・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。

・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。

・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。

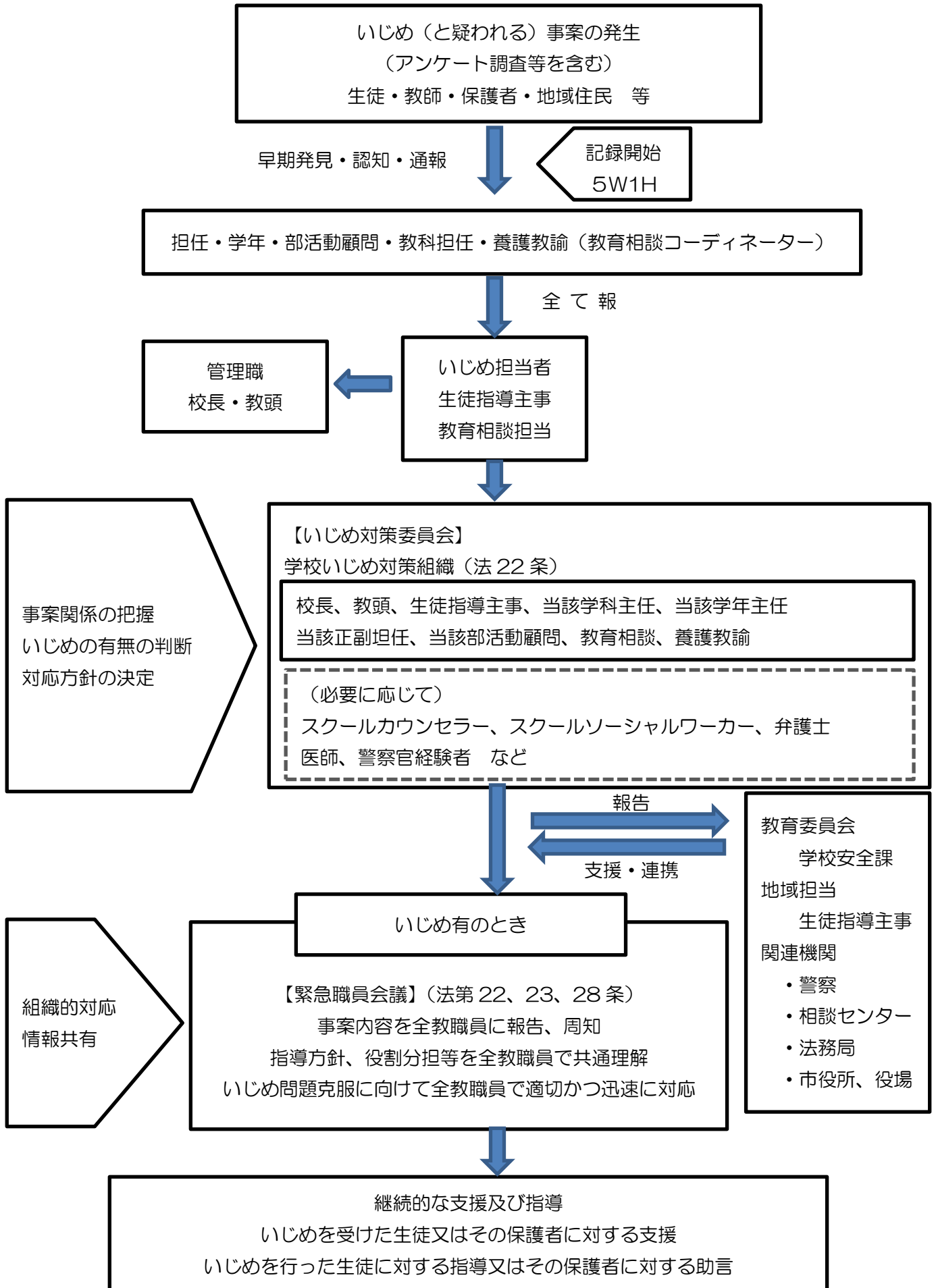
・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。

・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）

・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して明らかになった事実関係等の情報を提供する。

令和二年度 岐阜工業高校いじめ対応フロー図



4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

生徒の個人情報データは、保存期間を卒業後5年とする。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、心理検査、いじめ迷惑調査、マルチ検査、クレペリン検査、進路調査等のアンケートや記録の保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などの事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

平成26年	4月	策定
平成27年	4月	一部改定
平成28年	4月	一部改定
平成29年	10月	一部改定
平成30年	5月	一部改定
令和元年	5月	一部改訂
令和元年	7月	一部改訂
令和2年	3月	一部改訂